

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会ボランティアセンター設置規程

平成3年8月1日

規程 第26号

(目 的)

第1条 本会にボランティア活動の推進を図り、福祉のまちづくりを推進する事を目的として、ボランティアセンターを設置する。

(名 称)

第2条 このボランティアセンターは、三芳町社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という。）という。

(事 業)

第3条 このセンターは、次に掲げる事業を推進する。

- (1) 町民啓発推進に関する事。
- (2) 養成研修事業に関する事。
- (3) 登録及び斡旋事業に関する事。
- (4) ボランティアの組織化事業に関する事。
- (5) 活動基盤づくり事業に関する事。
- (6) 相談及び情報収集・提供並びに連絡調整に関する事。
- (7) その他ボランティア活動の振興事業に関する事。

(職 員)

第4条 このセンターに、必要な職員を置く。

(帳 簿 等)

第5条 このセンターには、第3条の事業の実施状況を明らかにするため、必要な帳簿等を備えて置くものとする。

(委 任)

第6条 この規程に定めのない事項について必要あるときは、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成3年8月1日から施行する。